

規 約

公益社団法人 長野県建築士会諏訪支部

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 団体の名称は、公益社団法人長野県建築士会諏訪支部
(以下「本支部」という。) という。

(目的)

第 2 条 本支部は、公益社団法人長野県建築士会支部規程で規定
する諏訪支部内の会員を持って組織するものとし、公益
社団法人長野県建築士会定款第 4 条に掲げる目的を達成
するとともに、支部内の会員の協力によって建築士の
業務の進歩改善と建築士の品位の保持向上を図り、
もって建築文化の進展に資することを目的とする。

(構成)

第 3 条 本支部は岡谷市、下諏訪町、諏訪市、茅野市、富士見町・
原村の 5 地区に分けて構成する。

(事業)

第 4 条 本支部は公益社団法人長野県建築士会定款第 5 条に掲げ
る事業を実施するほか、本支部の目的を達成するため
必要な事業を実施する。

(事務局)

第 5 条 本支部は、事務局を諏訪市 (諏訪建設事務所) におく。

第 2 章 役員

(役員)

第 6 条 本支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1 名

(2) 副支部長 4 名以内 (うち 1 名会計担当)

(3) 幹事若干名

2 . 正会員のなかから幹事会に諮り支部長推薦の常任幹事を
若干名置くことができる。

(任期)

第 7 条 役員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

2 . 補欠の役員の任期は前任者の残存期間とする。

3 . 役員は、その任期満了後であっても、後任者の就任まで
その職務を行う。

(支部長)

第 8 条 支部長は本支部を代表し、会務を総理し各会議の議長を
出席会員に諮り指名すると共に、公益社団法人長野県
建築士会長の委嘱により支部会計の責任者となり支部
事務局を総括する。

(副支部長)

第 9 条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは
支部長の職務を代理する。

(会計担当副支部長)

第 10 条 会計担当副支部長は本支部の会計について支部長を
補佐する。

(幹事)

第 11 条 幹事は幹事会の議決に基づき会務を処理する。

(常任幹事)

第 12 条 常任幹事は支部長の命を受けて、幹事会の議決に基づ
き会務を執行する。

(顧問、相談役、参与)

第 13 条 本支部に支部長の推薦により幹事会の決議を経て顧問、相談役、参与を置くことができる。

1. 顧問は支部長の諮問に応じ協議し助言する。
2. 相談役は本支部の業務を執行する相談相手として本支部の進展に寄与する。
3. 参与は本支部の業務執行について参助する。

(役員の選出)

第 14 条 役員の選出は下記のとおりとする。

1. 支部長、副支部長は正会員のなかから選考委員会において候補者を推薦し、支部協議会において選任する。
2. 幹事は正会員のなかから各地区の推薦とし、支部協議会において選任する。
3. 各地区は地区幹事の互選によって正・副地区幹事長を選任し幹事会の承認を受ける。
4. 常任幹事は正会員の中から支部長の推薦とし幹事会において選任する。

第 3 章 会 議

(会議)

第 15 条 本支部の会議は下記の二種とし支部長がこれを招集する。

支部協議会 幹事会

(支部協議会)

第 16 条 通常支部協議会は毎年春季一回開催するものとし、臨時支部協議会は幹事会が必要と認めたとき開催する。

(幹事会)

第 17 条 幹事会は支部長、副支部長及び常任幹事、幹事をもって構成し支部長が必要と認めたとき開催する。

(支部協議会の議事)

第 18 条 支部協議会はこの規約で定めるもののほか、下記のことを決める。

1. 規約の制定並びに変更に関する事。
2. 事業計画の承認に関する事項。
3. その他幹事会で必要と認めたこと。

(幹事会の議事)

第 19 条 幹事会はこの規約で定めるもののほか、下記のことを決める。

1. 事業の執行に関する事。
2. 会員の退会、除名にかかる意見に関する事。
3. 委員会及びサークルの設置又は廃止に関する事。
4. その他会務執行上必要な事。

(会議の成立)

第 20 条 支部協議会は正会員の 5 分の 1 以上、幹事会は構成員の 2 分の 1 以上の出席を以て成立し、すべてその過半数をもって議事を決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

(議決権の委任)

第 21 条 正会員は支部協議会における 1 個の議決権を有し他の出席会員にこれを委任することができる。

1. 議決権の委任の方法は委任状を用いなければならない。
2. 上記 1 の規程による委任に限りこれを出席とみなす。

第 4 章 支 部 賛 助 会 員

(支部賛助会員)

第 22 条 個人又は団体であって、本支部の目的、事業を賛助するものを諏訪支部賛助会員とすることができる。

(入会及び会費)

第23条 諏訪支部賛助会員になろうとする者は、所定の手続きを経て幹事会の承認を得なければならない。

2. 諏訪支部賛助会員は別に本支部規程（以下、「支部規程」という。）で定める支部賛助会費を納めるものとする。

3. 第1項の承認を得た諏訪支部賛助会員としての効力は、前項に定める支部賛助会費を納めたとき生ずる。

第5章 雑 則

（規程・規則の制定）

第24条 本規約の施行について必要な支部規程、支部規則の制定又は変更は、幹事会の議決を経て支部長が定める。

（旅費及び手当規程）

第25条 旅費及び手当は別に支部規程で定める。

（公益社団法人長野県建築士会委員の選出）

第26条 公益社団法人長野県建築士会委員は幹事会に諮り、役員の中から支部長が推薦する。

（支部委員会）

第27条 本支部は、会務運営及び第4条の事業遂行のために必要な委員会を設けることができる。
委員会の運営については、別に定める本支部委員会運営規程によるものとする。

（支部サークル）

第28条 本支部は、会務運営及び第4条の事業遂行のために必要なサークルを設けることができる。
サークルの運営については、別に定める本支部サーク

ル運営規程によるものとする。

（支部規程・支部規則の制定）

第29条 この規約施行に必要な支部規程、支部規則は別にこれを定める。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行するものとし、社団法人長野県建築士会諏訪支部定款は廃止する。

附則

この規約は、平成25年4月1日から適用するものとする。

附則

この規約は、平成29年4月1日から適用するものとする。

附則

この規約は、平成31年4月1日から適用するものとする。